

太陽光発電設備の設置を完了または、売電を開始された法人・個人の方にお送りしています。

## 太陽光発電の設備について

### 申告対象となる太陽光発電設備

設置者	10kW以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kW未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人(住宅用)	申告対象	申告対象外
個人(事業用)	申告対象	
法人		

※売電目的の太陽光発電設備を減価償却する際に用いる耐用年数は17年です。